



問 機械等を安全に使用するための検査制度がありますか。

答 労働安全衛生法では、機械等の安全を確保するため、一定の期間（年次、月次）ごとに法定検査項目について自主的にその機能をチェックすることにより、異常の早期発見と補修に努める定期自主検査制度が設けられています（法45条）。人間でいうなら年に1度の健康診断と同じです。

1、定期自主検査

機械、⑤つり上げ荷重0・5トン以上3トン未満のクレーン・移動式クレーン、⑥局所排気装置、プロシューピル型換気装置ほか、となっています（施行令15条1項）。

(2) 定期自主検査の時期、検査項目

機械、①プレス機械、②フォークリフト、③車両系建設機械、④作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、⑤不整地運搬車、の5種類となっています（施行令15条2項）。

(3) 年次（1年を超えない期間ごとに1回）の定

機械

①プレス機械、②フォークリフト、③車両系建設機械、④作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、⑤足場のほか幅広く

(4) 定期自主検査の対象

これを、「特定自主検査」といいます。

(5) 定期自主検査の対象

月次（年次、月次）の実施結果

定期自主検査（年次、月次）の実施結果（検査

府の許可を必要とするもの8種類・法37条）、②フォークリフト、③プレス機械・シャー、④施行令別表7に掲げるドライ・ショベルやパワーショベル等の車両系建設機械で定められた「登録検査業者」等に実施させなければならない制度になっています。

法令で定められた「登録検査業者」等に実施させなければならない制度になっています。これで、「特定自主検査」といいます。

(6) 定期自主検査（年次、月次）の実施結果

定期自主検査（年次、月次）の実施結果（検査

◆定期自主検査と点検制度について◆

池 戸 宏 光

結果及び検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容を含む）は、記録し保存（3年間）することになっています。以上、まずは、検査対象機械の有無、実施の有無等を確認する必要があります。

（池戸労務安全管理事務所所長）

クレーン等安全規則その他規則において規定されています。以上、作業開始前の点検対象機械等の確認、実施の有無等を把握するとともに点検者に対する教育の実施等的確な点検体制を構築する必要があります。

2、点検制度（法第20条）

点検制度は、作業開始前に簡単な法定点検項目について点検を実施することにより機械等の不具合等による労働災害の防止を図る制度です。

(1) 点検の対象機械、設備

①フォークリフト、②車両系建設機械、③移動式クレーン、④高所作業車、⑤足場のほか幅広く規定されています。

(2) 作業開始前の点検項目

クレーン等安全規則その他の規則において規定されています。以上、作業開始前の点検対象機械等の確認、実施の有無等を把握するとともに点検者に対する教育の実施等的確な点検体制を構築する必要があります。